

茨木市
要配慮者利用施設の
避難確保計画作成に係るWeb講習会

日時 令和3年7月26日（月） 13：30～

■本日のスケジュール

講習内容	担当	時間配分		方式
		講演	累計	
開会挨拶	茨木市	3分	3分	
1. 避難確保計画作成の必要性について	茨木市	5分	8分	
2. 水害リスクに関する取り組みについて	大阪府(茨木土木)	15分	23分	
3. 避難確保計画の作成方法	茨木市	30分	53分	
4. 避難訓練実施報告書及び避難確保計画(非常災害対策計画含む)チェックリストについて	茨木市	3分	56分	
5. 質疑応答	茨木市	15分	71分	
6. 今後の予定	茨木市	4分	75分	

1. 避難確保計画作成の必要性

茨木市

1. 風水害による被害の頻発

H29年7月九州北部豪雨



大分県日田市小野地区 斜面崩壊

写真: 九州地方整備局

H27年9月関東・東北豪雨



茨城県常総市 鬼怒川破堤

写真: 国土交通省

H21年7月中国・九州北部豪雨



山口県防府市 土砂災害

写真: 中国地方整備局

H28年8月 台風10号



岩手県岩泉町 小本川

2. 避難確保計画作成の義務化

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

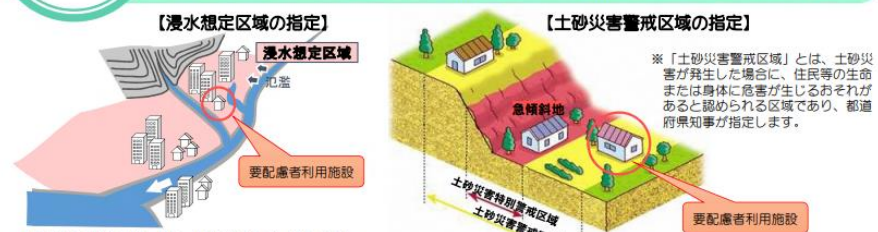
水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

要配慮者利用施設とは・・・
社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

- 例えは
- | | | |
|---|--|--|
| （社会福祉施設） <ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設・身体障害者社会参加支援施設・障害者支援施設・地域活動支援センター・福祉ホーム・障害福祉サービス事業の用に供する施設・保護施設 | （学校） <ul style="list-style-type: none">・幼稚園・義務教育学校・特別支援学校・小学校・高等学校・高等専門学校・中学校・中等教育学校・専修学校（高等課程を置くもの）・その他 | （医療施設） <ul style="list-style-type: none">・病院・診療所・助産所・その他 |
|---|--|--|
- ※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画**です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な措置に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要**です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
 - 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
 - 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々が避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること
洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
土砂災害防止法関係	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html

2. 水害リスクに関する取り組みについて

大阪府

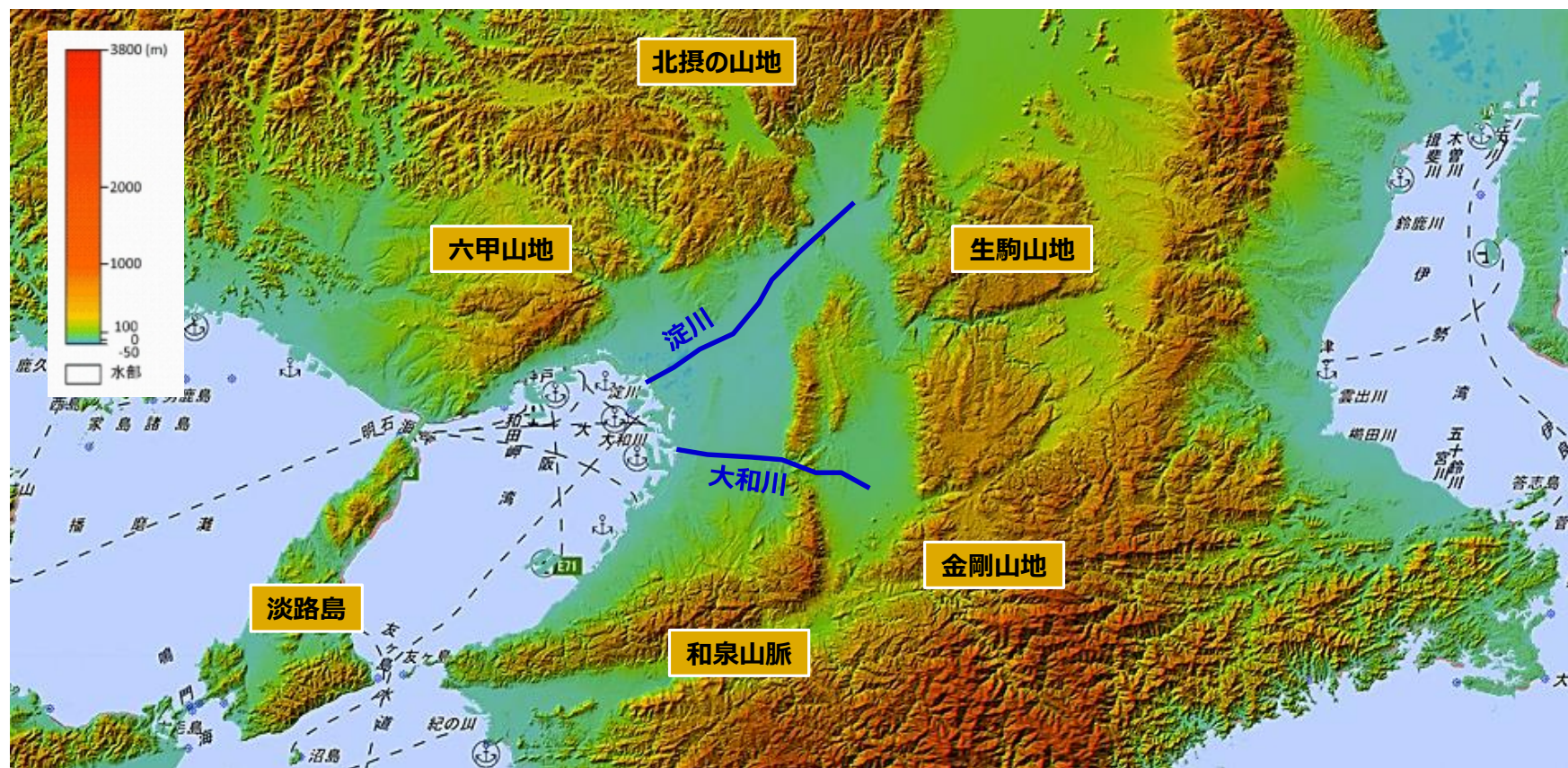
- 1. 大阪府の地形的特徴と自然災害との関係**
- 2. 様々な取組の紹介**

大阪府の

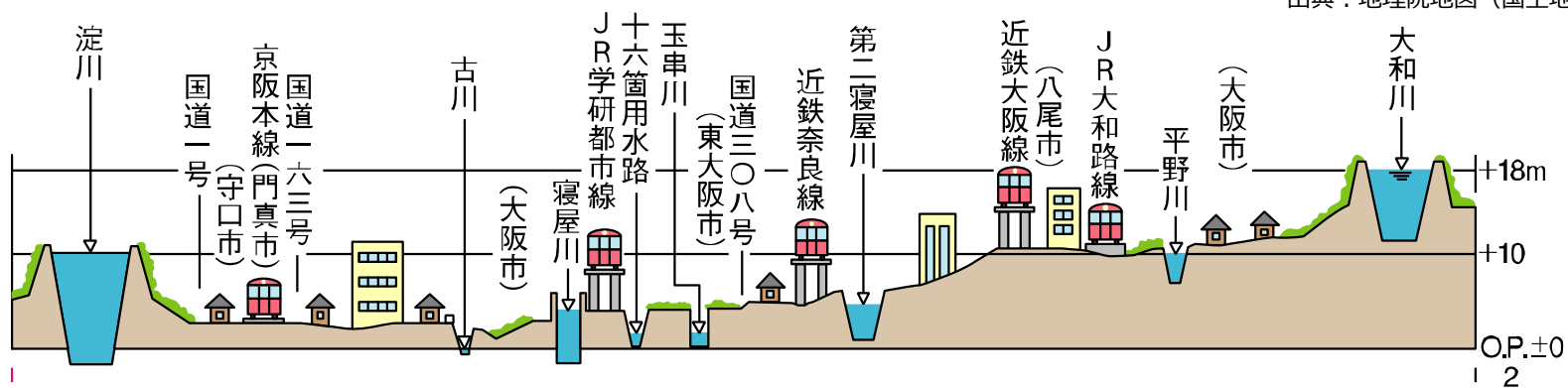


地形的特徴と自然災害との関係

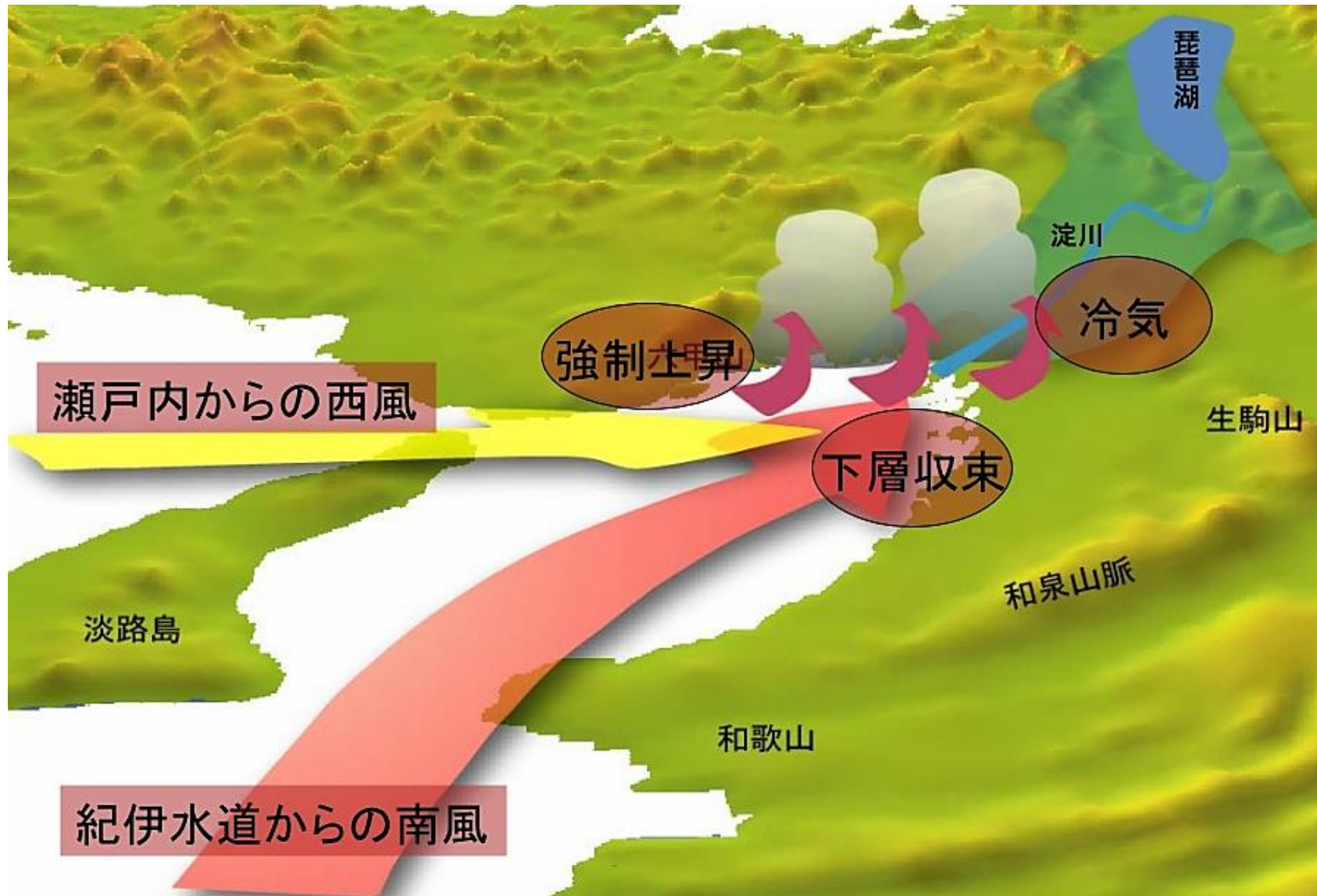
三方を山に囲まれた低いまち大阪



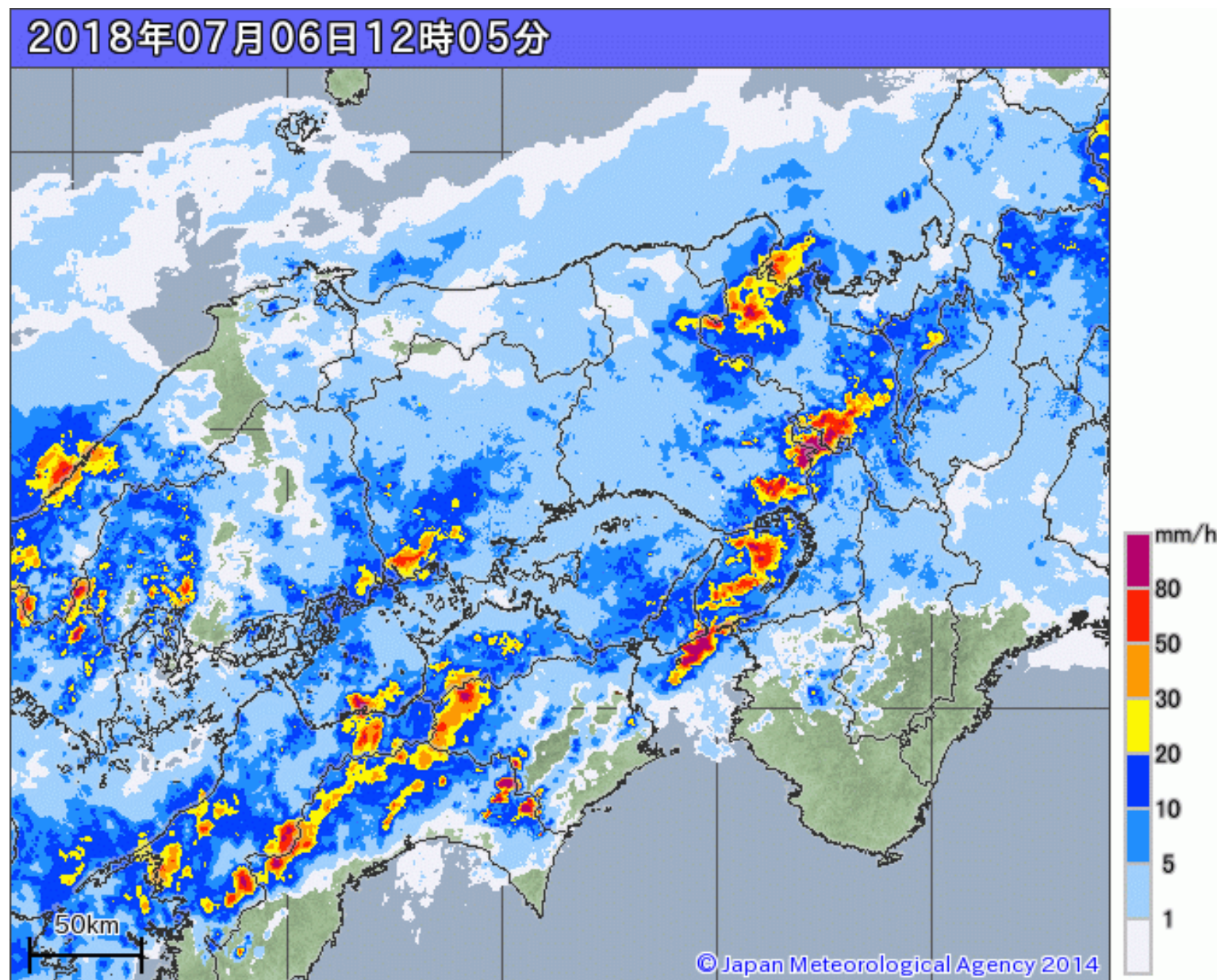
出典：地理院地図（国土地理院）



大阪は雨が降りやすい地形



平成30年7月豪雨の時の雨雲の動き



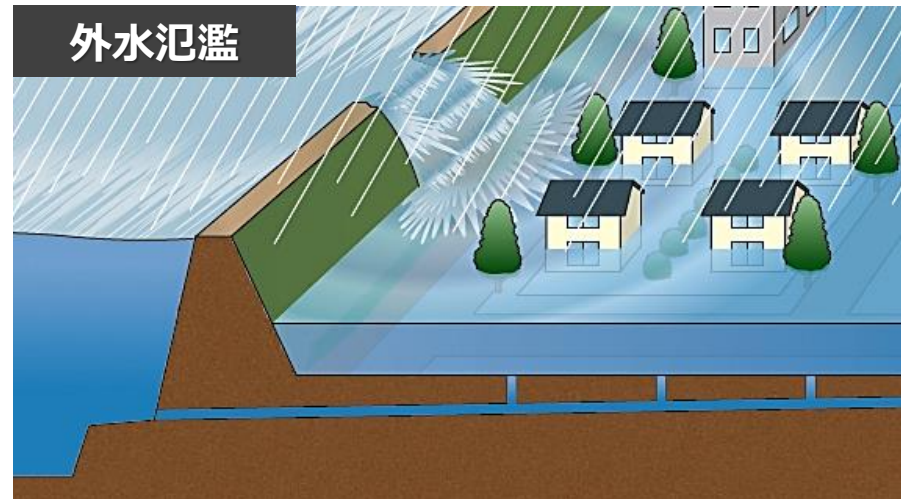
自然災害の発生メカニズム ～洪水～

内水浸水



降った雨の量が下水道などの排水施設の能力を超えときや、河川などの排水先の水位が高くなった時に、雨水を排水できなくなり、マンホールなどからあふれて浸水するもの。

外水氾濫



大雨によって河川の水位が高くなることで堤防を越えて水があふれたり、堤防の土砂が流出して決壊したりするもの。外水氾濫は家屋の倒壊や流出など大規模な被害を引き起す。



令和元年台風第19号 武蔵小杉駅周辺で発生した内水浸水



令和元年台風第19号 千曲川の堤防決壊

自然災害の発生メカニズム ～土砂災害～

土石流



- 山腹、川底の土砂や石が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象。
- 流れの速さは規模によって異なるが、時速20～40km。

地滑り



- 斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。
- 一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼす。
- 一旦動き出すとこれを完全に停止させることは非常に困難。

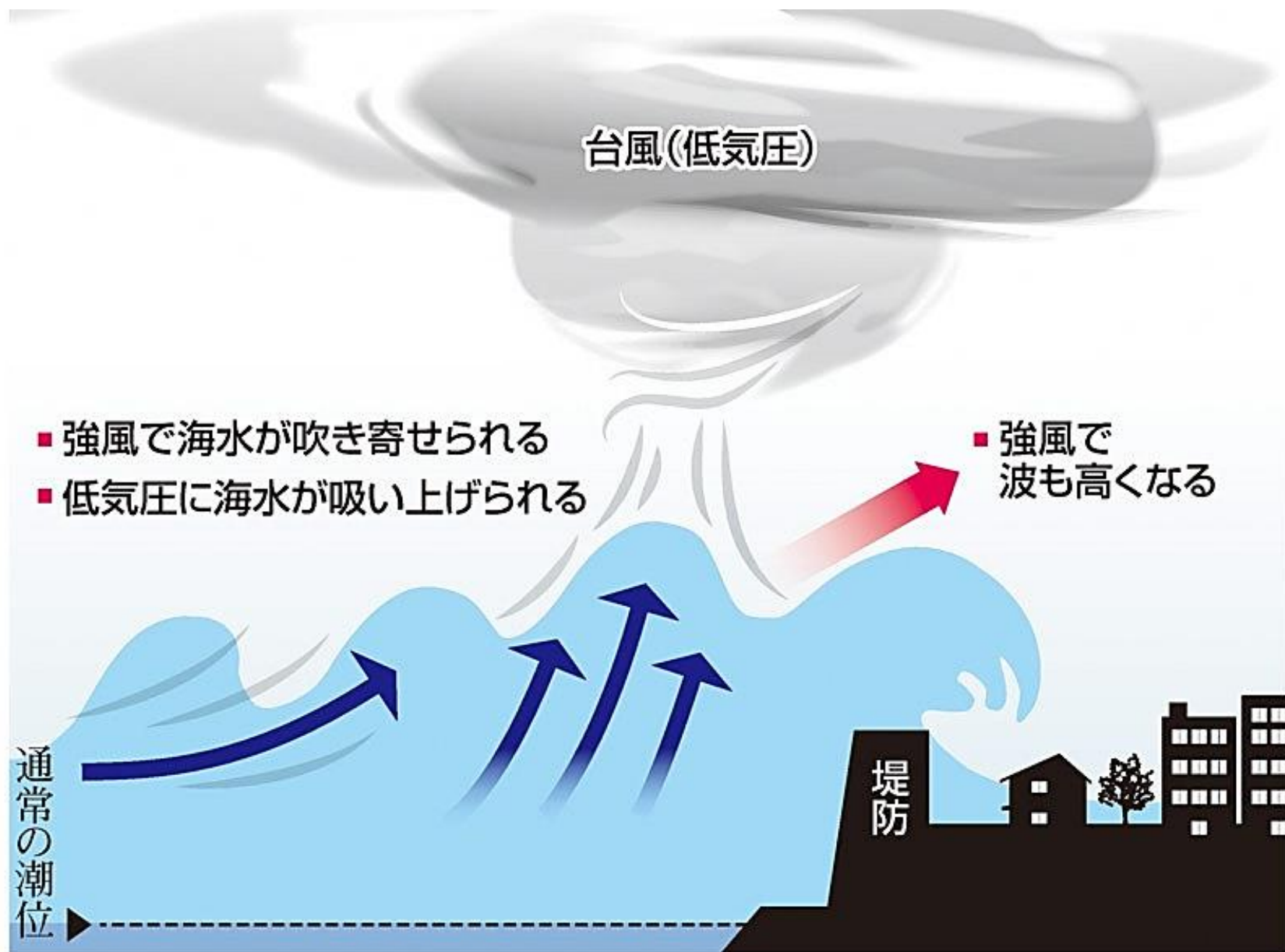
崖崩れ



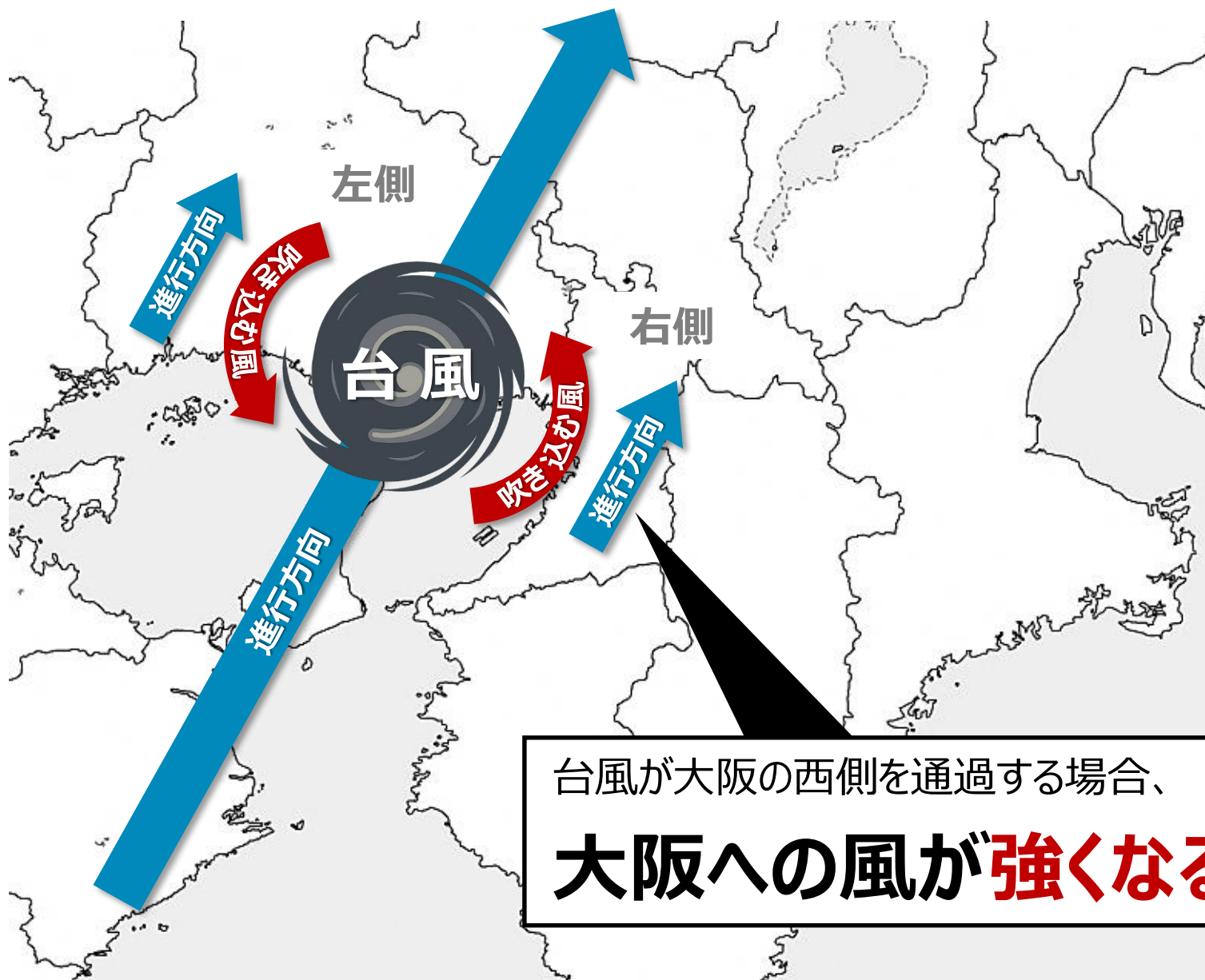
- 地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響で急激に斜面が崩れ落ちる現象。
- 突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっている。



自然災害の発生メカニズム ～高潮～



自然災害の発生メカニズム ～高潮～



実際の自然災害事例 ～洪水～



実際の自然災害事例 ～土砂災害～



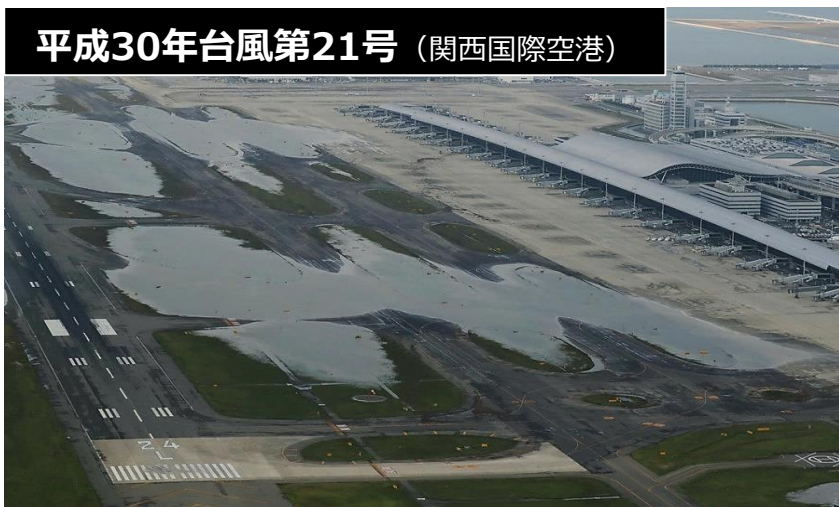
近年の大規模水災害

近年、**大規模水災害の頻発**により甚大な被害が毎年のように発生している

令和2年7月豪雨（球磨川周辺）



平成30年台風第21号（関西国際空港）



令和元年台風第19号（北陸新幹線車両基地）



-近年、大阪周辺で起きた豪雨災害-



平成25年9月 天見川（河内長野市）



平成25年8月 上の川（吹田市）



【平成26年度】8月15日からの大雨
京都府福知山市の浸水状況



【平成25年度】台風18号 淀川水系桂川出水状況（京都市嵐山地区）

9月16日午前9時頃の渡月橋

令和元年8月19日 局地的短時間強雨

羽曳野市南恵我之荘を流れる「東除川」の様子



提供：大阪府都市整備部河川室

令和元年8月19日 局地的短時間強雨



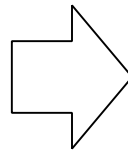
提供：大阪府都市整備部河川室

様々な取組の紹介

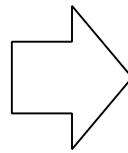


洪水対策

○河川改修工事



○堆積土砂除去工事



土砂災害対策

○土石流対策 ⇒砂防堰堤の整備など



○急傾斜地崩壊対策 ⇒法枠工の整備など



○地すべり対策 ⇒抑止杭、集水井の整備など



どんな情報があるか、いつ避難するか

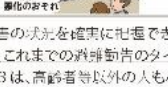
令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ
避難指示で必ず避難

ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 災害の おそれ高い <b>避難指示※2</b>	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり <b>高齢者等避難※3</b>	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 災害は発生 し <b>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</b>	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後災害は 発生のおそれ <b>早期注意情報 (気象庁)</b>	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される訳ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

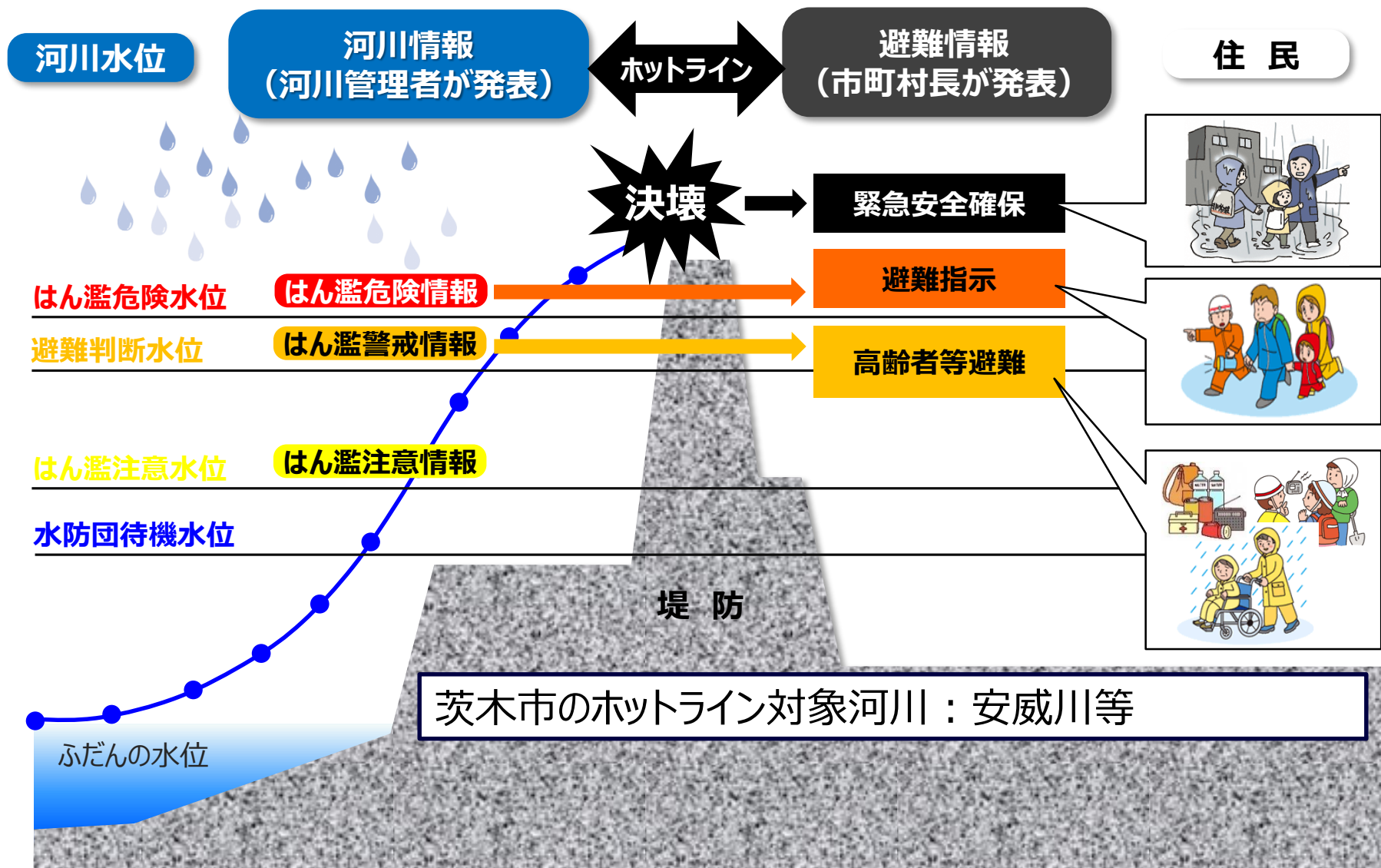
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

# いつ避難情報を出すのか（洪水の場合）



※注意 河川水位の高さと堤防や家との関係は定まったものではありません。あくまで説明用の想定です。



# 特別養護老人ホーム 川越キングスガーデン無事避難事例

令和元年10月 台風19号において、避難確保計画及び避難訓練に基づき、**無事避難**



# **3. 避難確保計画の作成方法**

**茨木市**



# 1. 講習会資料について【資料1】

## 【資料1】 避難確保計画作成の手引き 解説編

避難確保計画作成の手引き  
解説編

◇様式の作成に当たって必要な解説が記載されています。

◇ 様式の作成で不明な点等があった場合は、該当する箇所を適宜参照してください。

# 1. 講習会資料について【資料2】

## 【資料2】 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保作成の手引き

要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する  
避難確保計画作成の手引き

平成 29 年 6 月

国土交通省 水管理・国土保全局  
砂 防 部 砂 防 計 画 課

◇要配慮者利用施設管理者のための土砂災害  
に焦点を当てた避難確保計画作成の手引き  
です。

◇ 様式の作成で不明な点等があった場合は、  
該当する箇所を適宜参照してください。



# 1. 講習会資料について【資料3】

## 【資料3】 様式編

### 社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水）

【施設名： 】

2021 年  7 月 作成

◇「資料1：要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊」の様式編の電子ファイルです。

◇「エクセル版」で公表されており、ダウンロードすることで、計画作成時の作業の簡便化が図られます。

# 1. 講習会資料について【資料4】

## 【資料4】 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における  
避難計画点検マニュアル

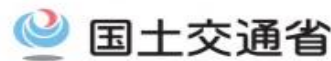
平成29年6月

厚生労働省  
国土交通省

◇作成された「避難確保計画」が、計画作成の目的に沿った内容となっているかをチェックするためのマニュアルですが、各項目を検討する際の視点が整理されており、計画検討時の参考資料として活用できます。

# 1. 講習会資料について【資料5】

## 既存の計画への追記による避難確保計画の作成



消防計画に追記する例 ..以下の6事項を追記する

### ①計画の目的に「洪水時の避難」を追記

消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

### ②自衛水防組織の項目を追加(手引き P21~P23参照)

自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

### ③洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4~7参照)

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

### ④洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17~19参照)

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することにより。

### ⑤避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することにより。

### ⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追記する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

(目的)

第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び、安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

(自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

項目を追加

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

(洪水時の活動)

第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

項目を追加

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	〇〇情報発表 〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、...	情報伝達係、避難誘導係、...
非常体制	〇〇情報発表 〇〇地区に避難勧告又は避難指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、...	避難誘導係、...

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

- (1) 避難場所・経路  
・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。  
・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。
- (2) 避難誘導方法  
・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。  
・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする...等

項目を追加

(洪水に備えるの準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

不足分を追加

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

項目を追加

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2) 情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3) 避難誘導に係る訓練



# 1. 講習会資料について【資料6】

## 【資料6】 要配慮者利用施設の避難確保に基づく訓練実施報告書

避難訓練終了後、訓練実施報告書を作成し、市町村へ提出してください。

【様式】  
要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく訓練実施報告書

年 月 日

(あて先) _____ 市長 殿

報告者（所有者又は管理者）  
住所 _____

施設の所有者名又は管理者名 _____ 印

連絡先（電話番号等） _____

別添のとおり水防法の規定に基づく避難訓練を実施しましたので報告します。

訓練実施日時	年 月 日 時 ~ 時																				
訓練参加人員																					
訓練の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施訓練</th> <th>訓練内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通編</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>【防災体制の確認】 気象情報等の収集と施設内での共有、避難判断までの訓練</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>職員参集の訓練</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">選択編</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>職員への情報伝達・指示訓練</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>資機材・備蓄品等の確保、移動訓練</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>避難準備訓練</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>施設内の避難誘導訓練</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>避難所等までの避難訓練 避難先（ ）</td> </tr> </tbody> </table>		実施訓練	訓練内容	共通編	<input type="checkbox"/>	【防災体制の確認】 気象情報等の収集と施設内での共有、避難判断までの訓練	<input type="checkbox"/>	職員参集の訓練	選択編	<input type="checkbox"/>	職員への情報伝達・指示訓練	<input type="checkbox"/>	資機材・備蓄品等の確保、移動訓練	<input type="checkbox"/>	避難準備訓練	<input type="checkbox"/>	施設内の避難誘導訓練		<input type="checkbox"/>	避難所等までの避難訓練 避難先（ ）
		実施訓練	訓練内容																		
	共通編	<input type="checkbox"/>	【防災体制の確認】 気象情報等の収集と施設内での共有、避難判断までの訓練																		
		<input type="checkbox"/>	職員参集の訓練																		
	選択編	<input type="checkbox"/>	職員への情報伝達・指示訓練																		
		<input type="checkbox"/>	資機材・備蓄品等の確保、移動訓練																		
		<input type="checkbox"/>	避難準備訓練																		
		<input type="checkbox"/>	施設内の避難誘導訓練																		
	<input type="checkbox"/>	避難所等までの避難訓練 避難先（ ）																			
訓練の内容 ※写真を添付すること (1枚程度)																					

【記載例】  
要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく訓練実施報告書

令和元年12月20日

(あて先) _____ 殿

報告者（所有者又は管理者）  
住所 _____

施設の所有者名又は管理者名 _____

連絡先（電話番号等） _____

別添のとおり水防法の規定に基づく避難訓練を実施しましたので報告します。

訓練実施日時	令和元年12月19日 14時 ~ 14時半	
訓練参加人員	施設利用者 9人	従業員 9人
訓練の内容	実施訓練	訓練内容
	共通編	<input checked="" type="checkbox"/> 【防災体制の確認】 気象情報等の収集と施設内での共有、避難判断までの訓練
	選択編	<input type="checkbox"/> 初動訓練：職員参集
		<input type="checkbox"/> 初動訓練：情報伝達・指示
		<input type="checkbox"/> 避難準備訓練：資機材・備蓄品等の準備
		<input checked="" type="checkbox"/> 避難準備訓練：移動に向けた事前準備
	<input type="checkbox"/> 非常体制訓練：施設内の避難誘導	
	<input checked="" type="checkbox"/> 非常体制訓練：施設外への避難誘導 避難先を記入してください。（健康センター）	




# 1. 講習会資料について【資料7】

## 【資料7】 要配慮者利用施設における避難確保チェックリスト

- ◆平成29年の水防法改正において、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（市町村地域防災計画に定められた施設）の管理者等は、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務化されています。
- ◆本チェックリストは、「水害を想定した避難訓練」を効果的に実施するために、自治体から施設への資料提供により避難訓練の促進を図ることを目的としております。

避難訓練チェックリストは、共通訓練【必須】と【選択編】から構成されています。

- 共通訓練【必須】: 台風発生以降の情報収集から避難開始の判断までを行う訓練
- 【選択編】: 避難に関する様々な段階の防災行動の訓練

- ・共通訓練【必須】は、全施設において大切・必要な判断（避難開始）の訓練として、刻一刻と変化しながら流れてくる気象情報等を確認しながら、「施設にとって適切なタイミング」を考えるためのチェックリストとなっています。
- ・【選択編】は、避難の各段階で必要と考えられる様々な防災行動について、例示等も参考に、いざという時の行動を確認するチェックリストとなっています。各施設にとって大切と考えられる項目を選択して取り組めるようにしております。

# 1. 講習会資料について【資料8】

## 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト

施設 チェック担当者名	市町村 チェック担当者名

施設名	
市町村名	茨木市

施設が有する災害リスク等の確認		施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクの 確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
市町村地域防災計画に当該施設が定められているか		<input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない

計画 項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
(ア)防災体制、情報収集及び伝達 (水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	1. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	【着眼点】 <input type="checkbox"/> 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか <input type="checkbox"/> 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか <input type="checkbox"/> 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミング(避難開始時や避難完了時等)を定めているか <input type="checkbox"/> 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか		
	2. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

1. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか
【着眼点】
<input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合に避難を開始することになっているか(避難完了までの時間を確保した上で、利用者の身体的な負担等を考慮し、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分ける場合はある)
<input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令を受けてから避難を開始しても間に合わないなど、利用者全員が避難を完了するまでに多くの時間を要する施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始することになっているか
<input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令の目安となる氾濫警戒情報及び大雨警報(土砂災害)も避難開始の判断指標にしているか
<input type="checkbox"/> 利用者全員が避難するのに要する時間を計画に記載しているか

1. 利用者の避難支援のための体制確立は適切であるか
【着眼点】
<input type="checkbox"/> 避難行動について指揮する者を定めているか
<input type="checkbox"/> 大雨や暴風により交通途絶が生じることで職員の参集が困難になることも想定し、特に夜間や休日に災害が切迫する可能性がある場合には、明るいうちに体制を確立するなど、早めに避難支援要員を確保する体制にしているか
<input type="checkbox"/> 通所型の施設については、台風の襲来など、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時に閉所するなどの措置を定めているか
<input type="checkbox"/> 消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者、利用者の家族を避難支援協力者として組み込んでいる場合には、その要請のタイミングや連絡先を定めているか

一 避難の誘導 (水防法施行規則16条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項
1. 安全が確保できる避難先を適切に選定しているか



## 2. 避難確保計画の様式【洪水】

様式編 目 次			
市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）			
1	計画の目的	1	} 様式1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙1
4	防災体制	3	様式2
5	情報収集・伝達	4	様式3
6	避難誘導	5	様式4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式6
個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要			
10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式8
12	緊急連絡網	10	様式9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式11
15	防災体制一覧表	12	様式12
別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

避難確保計画は、全ての項目（様式）を検討・作成することを基本と考えて下さい。

計画作成後、市に提出頂きたい様式【様式1～6】

※様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出

個人情報等が含まれるため、市には提出する必要がない様式

※別添、別表1、別表2は、様式6で自衛水防組織を設置した場合に作成

### 3. 各様式の目的と作成・検討時のポイント【総括】

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式1	計画の目的等を整理する	様式集(土砂の場合は作成例)の記載を基本とする。	<input type="checkbox"/>
別紙1	避難先・避難経路を整理する	安全な場所を避難先・経路とする設定を基本とする。 必要な場合には垂直避難も検討する。	<input type="checkbox"/>
様式2	「いつ」「何の行動を」「だれが」行うかの対応を整理する	施設毎の避難必要時間を踏まえて、時間軸に対応するきっかけ(トリガー情報)を設定する。	<input type="checkbox"/>
様式3	情報収集先・伝達方法を整理する	講習会資料を参考に、必要な情報収集先を追加する。	<input type="checkbox"/>
様式4	避難先を整理する	別紙1で検討した避難先を整理する。 移動距離と手段を念頭に、移動に必要な時間を想定する。	<input type="checkbox"/>
様式5	備蓄品を整理する	避難誘導時に加え、避難先での滞在(避難生活)に必要な備蓄品を整理する。	<input type="checkbox"/>
様式6	自衛水防組織を位置付ける	様式集の記載を参考にする。	<input type="checkbox"/>
様式7	防災教育・訓練の計画を整理する	避難訓練は出水期前に実施する。 設定した日程を様式5(下部)に反映する。	<input type="checkbox"/>
様式8	利用者の緊急連絡先を整理する	連絡先の情報は定期的に確認・更新する。	<input type="checkbox"/>
様式9	職員・保護者の連絡体制を整理する	連絡が途切れないような運用ルールを工夫・共有する。 定期的に更新(確認)する。	<input type="checkbox"/>
様式10	外部機関の連絡先を整理する	講習会資料を参考に必要な連絡先を追加する。	<input type="checkbox"/>
様式11	利用者の特性を踏まえ、避難先までの移動手段と対応スタッフを整理する	避難・移動のための職員体制を検討する。 避難移動に必要な時間を検討・整理する。	<input type="checkbox"/>
様式12	災害時の役割分担を整理する	職員の参集がうまくいかない場合も想定する。	<input type="checkbox"/>
別添	自衛水防組織の概要を整理する	様式集の記載を参考にする。	<input type="checkbox"/>
別表1	防災体制を整理する	様式12を活用する。	<input type="checkbox"/>
別表2	備蓄品を整理する	様式5を活用する。	<input type="checkbox"/>

様式編 目次

自衛水防組織を設置しない場合			
	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	9
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10
12	緊急連絡網	様式9	11
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	12
15	防災体制一覧表	様式12	13
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

自衛水防組織を設置しない場合の目次です。自衛水防組織を設置する場合は、「自衛水防組織を設置する場合」の目次を採用してください。  
市への提出は、様式1～5及び別紙1です。様式7～11は各施設で管理してください。自衛水防組織をい設置した場合は様式6が必要です。

様式編 目次

青色の書類は市町村長に提出してください。

自衛水防組織の有無によって、下記の表をコピーして使用してください。

解説編 第1章1.1（3） 目次

自衛水防組織を設置する場合			
	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
-	自衛水防組織活動要領	別添	14
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	15
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

市町村長への提出は不要

自衛水防組織を設置しない場合			
	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	9
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10
12	緊急連絡網	様式9	11
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	12
15	防災体制一覧表	様式12	13
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

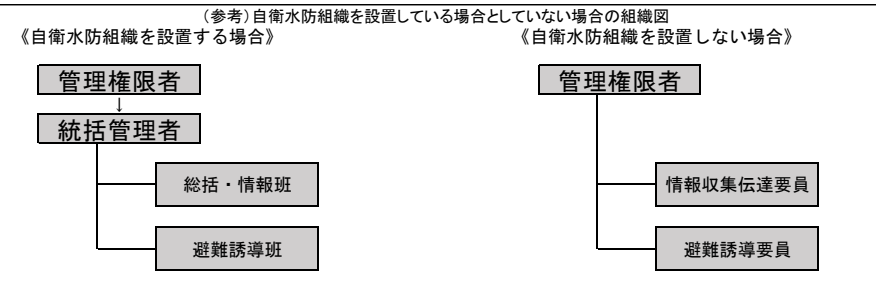
自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。

（洪水、内水、高潮が対象となる場合）

要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています（水防法第十五条の三第6項）。自衛水防組織を設置する場合、様式6も作成し、合わせて、別添、別表1、別表2を作成します。

（津波、土砂災害が対象となる場合）

要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務規定はありません。





## 1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。  
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法: 水防法

関連法は水防法のみ記載で結構です。

## 2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を茨木市長へ報告する。

## 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

	施設の状況				施設の状況			
	平日		休日		平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名
夜間	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

各施設の実人員を記入

## ● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

## ● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。  
または午前 8 時の時点で、全府下又は「茨木市」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報  
大雨警報又は特別警報  
洪水警報

どうい、気象警報で休業判断するかを記入。これは一例です。

## 1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法: 水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法

解説編 第1章1.2 計画の目的等（様式1）

## 2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を茨木市長へ報告する。

## 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

解説編 第1章1.2（3）（4）

施設利用者（要配慮者）の把握、施設職員の把握

	施設の状況				施設の状況			
	平日		休日		平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 27 名	約 9 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名
夜間	約 9 名	約 2 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

※休日は訪問介護を実施、利用者はいない

## ● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

## ● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。  
または午前 8 時の時点で、全府下又は「茨木市」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報  
大雨警報又は特別警報  
洪水警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

解説編 第1章1.2（5）  
事前休業の判断について

# 【別紙1】 避難経路図

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
別紙1	避難先・避難経路を整理する	<u>安全な場所を</u> 避難先・経路とする設定を <u>基本</u> とする。 <u>必要な場合には垂直避難も検討</u> する。	<input type="checkbox"/>

別紙 1

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

施設名	建物階数	浸水深
●●●●	●階	●～●m

- **キレイな図面として作る必要はありません。**
- 施設の方々が、以下を共有することが大切です。
  - 避難先と避難経路がどこか。
  - 避難経路上で気をつけておきたいことはないか。

【お願い】 別紙1  
出する際に「施設名」、「建物階数」、「浸水深」を記載して下さい。

# 大阪府 洪水リスク表示図

## 洪水リスク表示図とは

大阪府では、「今後の治水対策の進め方（平成22年6月）」に基づき、人命を守ることを最優先に、様々な降雨により想定される河川の氾濫や浸水の可能性を府民にわかりやすく提示することを目指しています。現在、氾濫や浸水の危険度の低減に向けて、河川毎に今後20年から30年程度で目指すべき当面の治水目標を設定し、様々な治水手法を組み合わせる効果的な治水対策に取り組んでおります。

この洪水リスク表示図の作成及び公表は、地先における河川氾濫や浸水の可能性を示し、地域住民の方々と情報共有するとともに、生命を守るための避難行動につなげてもらうためのものです。

洪水リスク表示図の詳細は[こちら](#)をご確認ください。  
各河川の現状および1/10年確率降雨（時間雨量50ミリ程度）に対応可能な治水対策を想定した場合の洪水リスクを一覧表にまとめているので、[こちら](#)をご参照ください。

このサイトの利用方法は[こちら](#)をご覧ください。

なお、本サイトをご覧になる場合は、ご利用頂くブラウザが古いブラウザでは地図の表示が遅くなる場合があります。

## 洪水リスクの表示

大阪府管理の全154河川を公開しています。

公開河川一覧は[こちら](#)をご覧ください。

地域を選んでください



市区町村から

豊中市

箕面市

※想定最大条件（河川整備

いは、作

- ☐ 10年に一度の降雨
- ☐ 30年に一度の降雨
- ☐ 100年に一度の降雨
- ☒ 想定最大の表示(概ね1000年もしくは200年に一度の降雨)

### 現状/河川改修後

- ☒ 現在の洪水リスク
- ☐ 河川改修後の洪水リスク

### 地図表示情報

- ☒ 背景に淡色地図を表示
- ☐ 背景に航空写真を表示

- ☒ 行政区界
- ☒ 府管理河川
- ☒ 主要道路及び鉄道(駅)
- ☒ 市役所等

- ☒ 破堤地点
- ☒ 溢水地点
- ☒ 水位、雨量、ライブカメラ映像
- ☒ 解析結果 (5mメッシュ)
  - ☐ 危険度
  - ☒ 浸水深
- ☒ 凡例

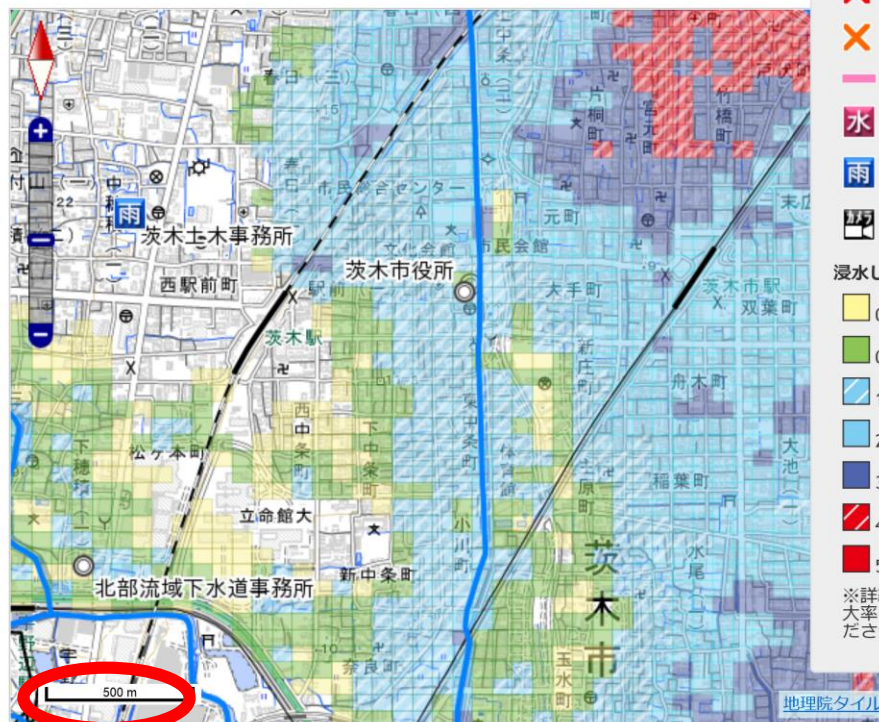
### 河川一覧

すべての河川	表示	
安威川	表示	1/1000確率降雨
大正川	表示	1/1000確率降雨
新大正川	表示	1/1000確率降雨
三条川	表示	1/1000確率降雨

### 「危険度」とは

地先における河川氾濫や浸水の可能性を示し、地域住民の方々と情報共有するとともに、生命を守るための避難行動につなげてもらうためのものです。

# 大阪府 洪水リスク表示図



以下の国土交通省の国土数値情報を利用しています。  
行政区域 / 河川 / 鉄道 / 公共施設

### 「耐水型整備区間」とは

人命を守ることを最優先とした柔軟な整備（部分的改修・流出抑制）など、あらゆる手段を組み合わせ、効果的かつ効率的な浸水リスクの低減に取り組む区間。

整備手法が決まっていない区間については、「河川改修後の洪水リスク」は「現在の洪水リス

### 凡例

- 破堤地点
- 溢水地点
- 耐水型整備区間
- 水位計
- 雨量計
- ライブカメラ

### 浸水した際に想定される水深

- 0.5m未満
- 0.5m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上 3.0m未満
- 3.0m以上 4.0m未満
- 4.0m以上 5.0m未満
- 5.0m以上

※詳細なリスク情報は、拡大率を最大にしてご確認ください

地理院タイル



# 大阪府 洪水リスク表示図

- 10年に一度の降雨
- 30年に一度の降雨
- 100年に一度の降雨
- 想定最大の表示(概ね1000年もしくは200年に一度の降雨)

## 現状/河川改修後

- 現在の洪水リスク
- 河川改修後の洪水リスク

## 地図表示情報

- 背景に淡色地図を表示
- 背景に航空写真を表示

- ☒行政界
- ☒府管理河川
- ☒主要道路及び鉄道(駅)
- ☒市役所等

- ☒破堤地点
- ☒溢水地点
- ☒水位、雨量、ライブカメラ映像
- ☒解析結果 (5mメッシュ)
  - 危険度 | ○浸水深
- ☒凡例

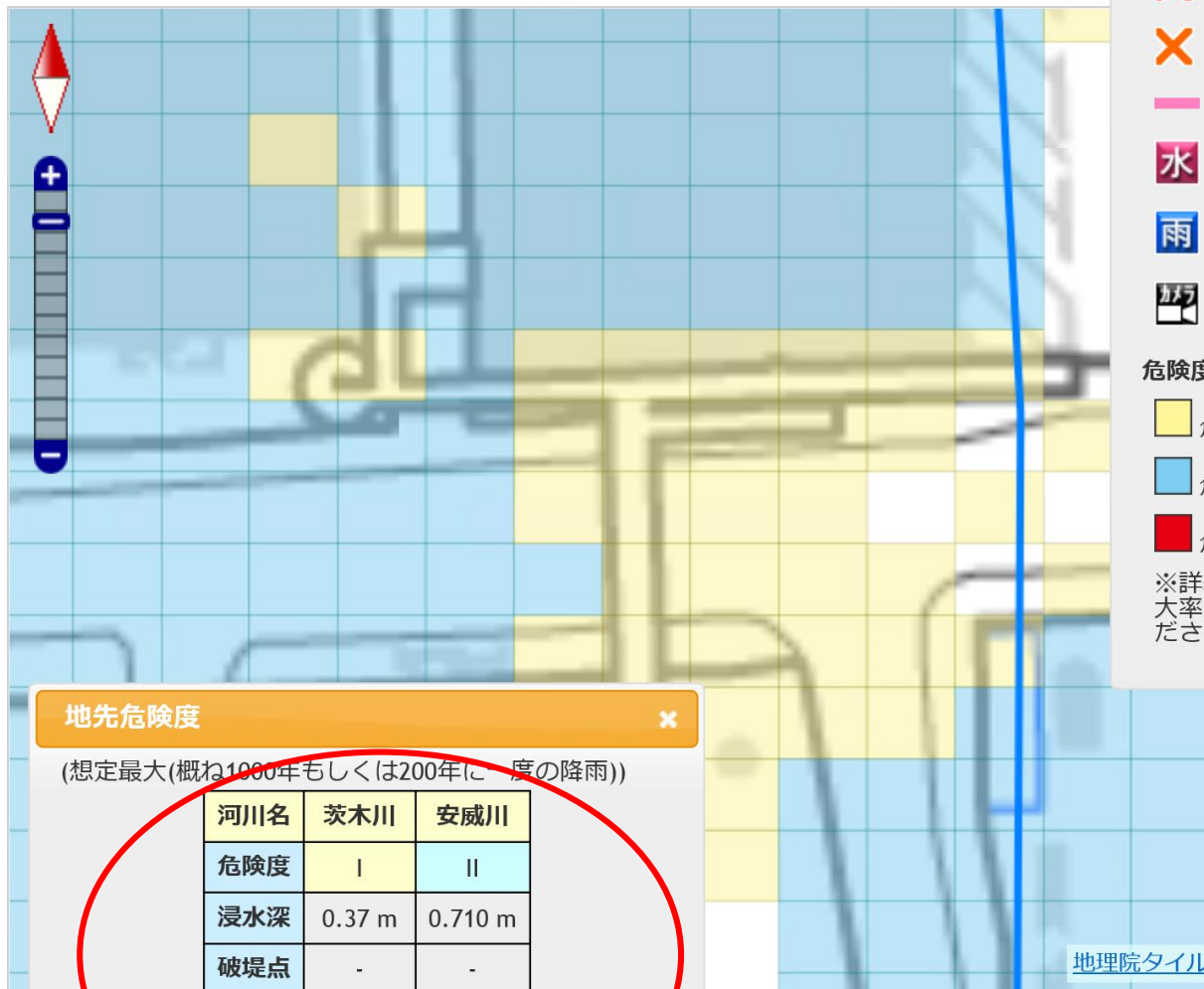
## 河川一覧

すべての河川

## 「危険度」とは

地先の危険度を示すもので以下の基準で評価しています。

I	床下浸水程度(0.5m未満)
II	床上浸水程度(0.5m以上～2.0m)



### 地先危険度

(想定最大(概ね1000年もしくは200年に一度の降雨))

河川名	茨木川	安威川
危険度	I	II
浸水深	0.37 m	0.710 m
破堤点	-	-
説明	-	-
河川別	表示	表示

[表示]ボタンを押すと選択した河川だけの危険度・浸水深が地図上に表示されます。

【茨木市のハザードマップを開く】

## 凡例

- ✕ 破堤地点
- ✕ 溢水地点
- 耐水型整備区間
- 水 水位計
- 雨 雨量計
- カメラ ライブカメラ

## 危険度

- 危険度I
- 危険度II
- 危険度III

※詳細なリスク情報は、拡大率を最大にしてご確認ください

・流出抑制) など、あらゆる手段を組み込む区間。

後の洪水リスクは「現在の洪水リスク

# 【別紙1】避難経路図【どこに避難するか】を考える

## 避難先検討時のポイント

- 避難先は浸水や土砂災害リスクがないところへの【**立ち退き避難を基本**】としましょう。
- 立ち退き避難を検討した上で**、避難する方が利用者等の命に却って危険を及ぼしかねないと判断する場合は**屋内安全確保**(上層階への避難)等、**命が助かる可能性の高い避難行動**を検討して下さい。

## 留意事項

- 浸水が継続すること等により、**避難生活が長期化する可能性**も念頭に考えましょう。(屋内安全確保時に、期待どおりに支援物資等が届かない可能性もあります。)
- 施設利用者の避難生活の環境確保の観点から、類似施設となる**提携先の施設や知り合いの施設などは有力な候補**となります。

自施設や避難先候補、避難経路等の**安全性を確認**しながら考えましょう

浸水範囲と浸水深

継続時間

いばなびマップ

検索

## 避難行動について

**立ち退き避難**: その場を立ち退いて、「指定緊急避難場所」や「近隣の安全な場所」へ移動する**水平避難**。

**屋内安全確保**: **垂直避難**(屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動)などで屋内に留まっの安全確保。

# 【別紙1】避難経路図【どこに避難するか】の参考情報

茨木市 災害時避難所 検索



## 関連するよくあるご質問

- [避難所・避難場所について教えてほしい。](#)
- [茨木市のハザードマップはありますか。](#)

### 避難所・避難場所について教えてほしい。

- A** 茨木市では、万一の災害に備えて、市内の公立小・中学校、公民館など75か所の避難所を指定しています。

指定避難所については、下記の関連リンクをご覧ください。

一度、散歩がてら最寄りの避難所まで歩いてみてください。避難所までの経路やかかる時間を確認しておくことが、いざというときに役立ちます。

台風の接近等により、休日・夜間において避難所に避難される場合は、避難所開設の準備をしますので、市役所にご連絡ください。

茨木市役所 電話：072-622-8121

- [指定避難所一覧](#)



# 1. 防災体制の確立【様式2】

いつ行動するか

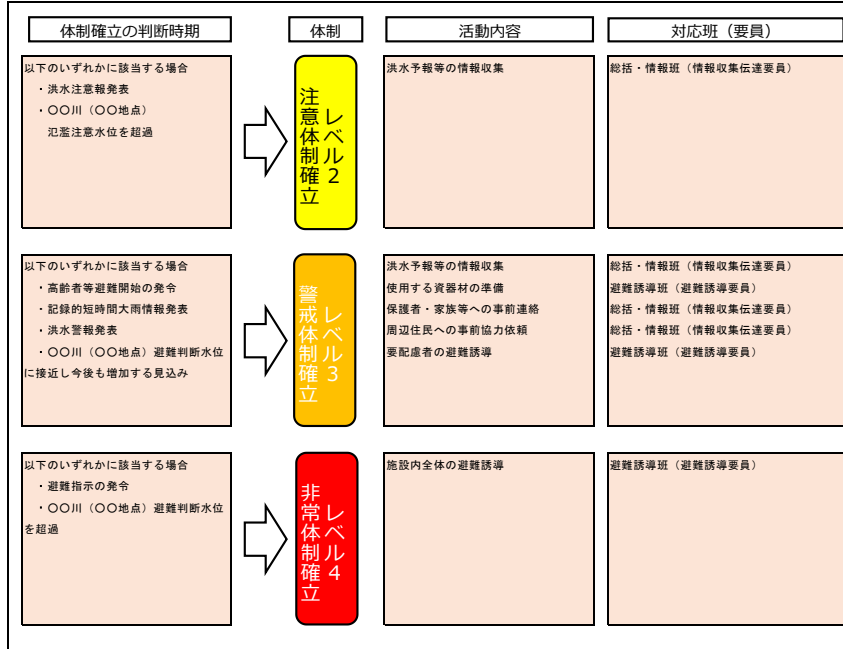
何を・誰が行うか

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ ○○ ➤ ○○ <b>心のスイッチを入れる段階</b>	注意体制確立	➤ 洪水予報等の情報収集 ➤ 職員参集指示 ➤ 通所者の受け入れ判断 ➤ 保護者への事前連絡	➤ 情報収集伝達要員 ➤ 管理権限者 ➤ 管理権限者 ➤ 情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ ○○ ➤ ○○ <b>避難開始に向けた準備を進める段階</b>	警戒体制確立	➤ 洪水予報等の情報収集 ➤ 資器材・携行品の準備 ➤ 避難先の確認・確認連絡 ➤ 優先要配慮者の避難誘導	➤ 情報収集伝達要員 ➤ 避難誘導要員 ➤ 管理権限者 ➤ 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ ○○ ➤ ○○ <b>避難行動の段階</b> <b>いつ(なにをきっかけに)</b>	非常体制確立	➤ 施設全体の避難誘導 ➤ 未避難者等の確認 <b>何を</b>	➤ 全員 ➤ 避難誘導要員 <b>誰が</b>

## 4 防災体制

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



## レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

## レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

## レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

## 大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

## 4 防災体制

解説編 第1章1.3（2）  
防災体制の判断基準の設定

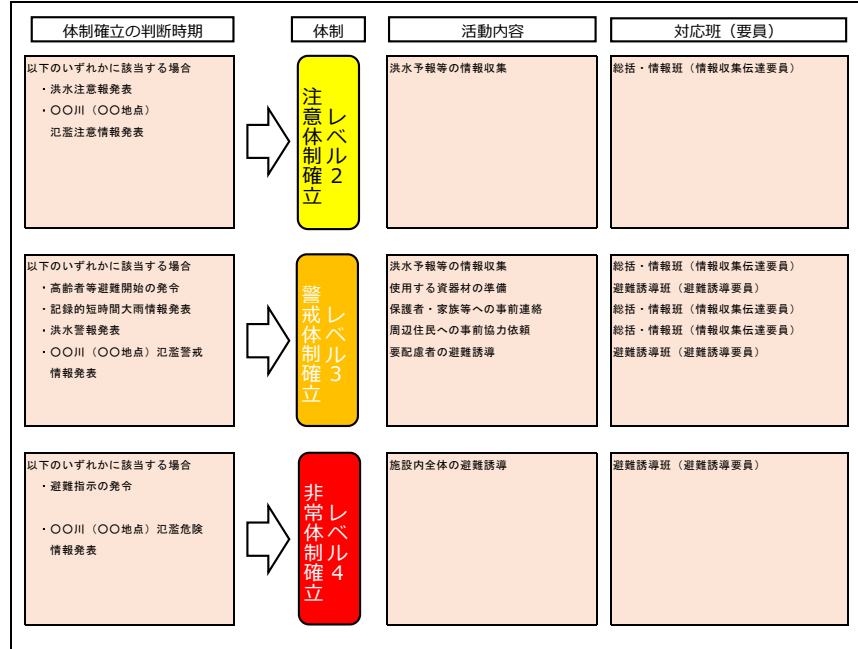
《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



## レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

## レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

## レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

## 大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

# 【様式3】 情報収集

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式3	情報収集先を整理する	<u>講習会資料を参考</u> に、必要な情報収集先を <u>追加する</u> 。	<input type="checkbox"/>

様式3

## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は以下のとおりとする。

収集する情報	処置方法
気象警報	
洪水予報・河川水位 土砂災害警戒情報	
高齢者等避難 避難指示	

情報内容	取得機関	URL・連絡先
台風等の各種気象情報	気象庁HP	<a href="https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/">https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/</a>
	大阪管区気象台	<a href="https://www.data.jma.go.jp/osaka/">https://www.data.jma.go.jp/osaka/</a>
河川の情報	国土交通省HP 「川の防災情報」	<a href="https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do">https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do</a>
大阪府内の防災情報	おおさか防災ネット	<a href="https://www.Osaka-bousai.net/pref/Index.html">https://www.Osaka-bousai.net/pref/Index.html</a>
避難等の情報	茨木市HP	<a href="https://www.city.ibaraki.Osaka.jp/">https://www.city.ibaraki.Osaka.jp/</a>
	茨木市災害情報自動配信サービス(登録制)	
停電の情報	関西電力送配電株式会社	<a href="http://www.teideninfo.energia.co.jp/">http://www.teideninfo.energia.co.jp/</a>
電話に関する情報	NTT	113
地デジ・データ放送の防災情報	NHK 等	地デジ対応テレビのリモコンで「dボタン」を押す

茨木市防災気象情報

検索

気象庁

検索

おおさか防災ネット

検索



様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式3	情報伝達方法を整理する	<u>様式集(洪水)の記載を基本とする。</u>	<input type="checkbox"/>

## (2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②体制確立時、あらかじめ市町村と調整した事項について、市町村に報告する。

## 検討時のポイント！

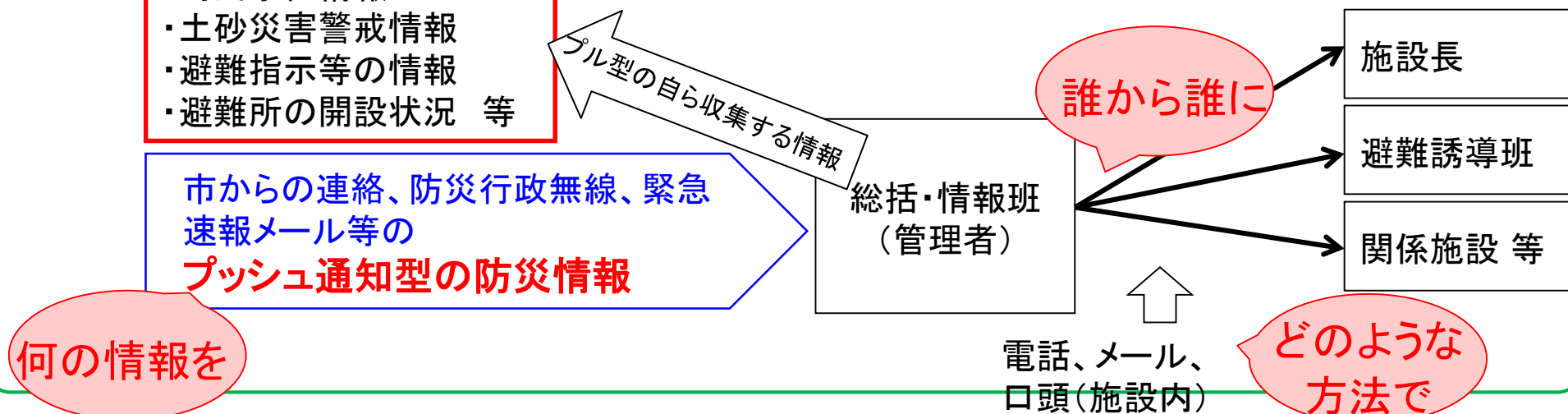
■「何の情報を」「誰から誰に」、「どのような方法で」伝達するのかを決めましょう。

### 情報伝達系統の例と大切な心構え

- ・気象情報
- ・河川水位情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・避難指示等の情報
- ・避難所の開設状況 等

市からの連絡、防災行政無線、緊急速報メール等の  
**プッシュ通知型の防災情報**

【心構え】 情報が来るのを待つのではなく **自ら収集する** ことを心がけましょう



## 5 情報収集・伝達

## (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報等	気象警報	テレビ
	洪水予報、水位到達情報	インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	土砂災害警戒情報	ラジオ（ＡＭ〇〇ＫＨｚ）
	避難情報	防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町村からのＦＡＸ（事前に調整必要）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無い等、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式 1 1

## (2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「A」（避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは A（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は午前●時頃とする。」旨を連絡する。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9

## 5 情報収集・伝達

## (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法（例）
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ
	洪水予報、水位到達情報	インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	土砂災害警戒情報	ラジオ（ＡＭ〇〇）
	高齢者等避難、避難指示	防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町村からのＦＡＸ（事前に調整）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無い等、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式 1 1

## (2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「A会」（避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは A会（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9

解説編 第1章1.4（1） 情報収集

解説編 第1章1.4（2） 情報伝達

6 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

様式 4

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	車両	
施設名（洪水）	○グループホーム	m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 3	台
施設名（内水）	○グループホーム	m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 3	台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	車両	
施設名（洪水）	○小学校（体育館）	m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（内水）	○小学校（体育館）	m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 3	台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（内水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	本施設（斜面の反対側）	2 階	エレベーター、ストレッチャー

3) 近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「          」に避難するものとする。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒別紙 1  
対応別避難誘導一覧表 ⇒様式 1 1

6 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

記載例

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難（水平避難）する。関連施設等への避難も選択肢の一つである。利用者に合わせて移動手段に配慮する。避難場所への立ち退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部屋等へ移動する。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

解説編 第1章1.5 避難誘導（様式4）

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	車両	
施設名（洪水）	A 会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4	台
施設名（内水）	A 会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4	台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C 高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4	台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	車両	
施設名（洪水）	C 高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4	台
施設名（内水）	C 高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4	台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C 高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4	台

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（内水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	本施設（斜面の反対側）	2 階	エレベーター、ストレッチャー

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

3) 近隣の安全な場所※

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「○公園」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒別紙 1  
対応別避難誘導一覧表 ⇒様式 1 1



# 【様式5】 避難の確保を図るための施設の整備

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式5	備蓄品を整理する	<u>避難誘導時</u> に加え、避難先での滞在( <u>避難生活</u> )に <u>必要な備蓄品</u> を整理する。	<input type="checkbox"/>

様式 5

## 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり__ <u>ℓ</u> ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり__ <u>食分</u> ） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> （ ）

浸水を防ぐための対策

☐土嚢 ☐止水板  
☐その他（ ）

## 検討時のポイント！

- ① 情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの（案内旗、拡声器など）を整理する。
- ② 避難所等での 避難生活時に必要なもの（水、食料、薬など）を整理する。
- ③ 水害時に活用できる状態かを確認する。

## <留意事項：上層避難の対応について>

- ・ 上層避難の場合、長期化や孤立等により、水や食料、医療品の確保や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うことも想定されます。
- ・ 必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要となる照明や医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、避難生活の長期化に留意して下さい。

## 様式 5

### 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	

浸水を防ぐための対策

土のう、止水板、
----------

土砂災害に対する避難を確保するための対策※

自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇
-------------------------------

※事前の対策

### 8 防災教育及び訓練の実施

毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 6 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式 7

## 記載例

解説編 第1章1.6

避難の確保を図るための施設の整備（様式5）

### 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

利用者にあわせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品などに配慮する。

避難確保資器材一覧（例）

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇

浸水を防ぐための対策

土のう、止水板、〇〇〇〇
--------------

土砂災害に対する避難を確保するための対策※

自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇
-------------------------------

※事前の対策

### 8 防災教育及び訓練の実施

毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 9 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

解説編 第1章1.7

防災教育及び訓練の取組（様式7）

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式 7

# 【様式6】 自衛水防組織の業務に関する事項

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式6	自衛水防組織を位置付ける	様式集の記載を参考にする。	<input type="checkbox"/>
別添	自衛水防組織の概要を整理する	様式集の記載を参考にする。	<input type="checkbox"/>
別表1	防災体制を整理する	様式12を活用する。	<input type="checkbox"/>
別表2	備蓄品を整理する	様式5を活用する。	<input type="checkbox"/>

作成の手順

①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する

①別添、別表1,2を活用し、組織設置を記述。

②研修及び訓練計画を記述。

③設置を茨木市へ報告する旨を記述。

様式6

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式6を参考に加筆・修正してください。  
また、あわせて別添、別表1・2を作成してください。

(1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

② 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告  
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

②研修・訓練計画は【様式5】に基づいて記述する

③自衛水防組織を設置したことを〇〇市に報告する

<留意事項：自衛水防組織の設置について>

施設利用者の安全確保のための体制のことであり、避難確保計画の検討内容に基づく防災体制に他なりません。

自衛水防組織の設置は努力義務ですが、設置することが望ましいと考えられます。**設置した場合、市町村への報告が必要です。**

既に自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報も活用してください。



# 【別添】自衛水防組織活動要領

## 別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

### （自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

### （自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

### （自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### （自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

## 作成の手順

- ①施設名を変更する
- ②班構成を修正する

②班構成を修正する

①施設名に変更する

【別表1・別表2】 自衛水防組織の業務

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 ( ) (代行者 )

総括・情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 ( ) 班員 ( ) 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 ( ) 班員 ( ) 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

作成の手順

【別表1】 様式12を活用する

【別表2】 様式5を活用する

【様式12 防災体制一覧表】を活用する

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

【様式5 避難の確保を図るための施設の整備】を活用する

# 【様式7(5)】 防災教育及び訓練

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式7(5)	防災教育・訓練の計画を整理する	<b>避難訓練は出水期前</b> に実施する。 設定した日程を様式5(下部)に反映する。	<input type="checkbox"/>

8 防災教育及び訓練の実施

・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

【防災教育及び避難訓練の年間計画作成例】

防災体制の確立・  
避難確保計画の年度版作成

情報収集伝達要員・避難誘導要員の任命や外部からの支援依頼等を確認し、避難確保計画に反映します。

実施予定  
月日 ( 4月 10日 )

従業員への防災教育

○避難確保計画等の情報の共有  
○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承  
など

実施予定  
月日 ( 5月 10日 )

施設利用者への防災教育

○本市の危険地や避難場所の確認  
○緊急時の対応等に関する保護者、家族への  
説明 など

実施予定  
月日 ( 5月 20日 )

通所施設

情報伝達訓練

○従業員の緊急連絡網の試行  
○保護者への情報伝達手段(メール・電話  
等)の確認、慣習伝達の試行 など

実施予定  
月日 ( 5月 30日 )

保護者への引き渡し訓練

○保護者の緊急連絡網の試行  
○連絡後、施設利用者(保護者)に引き渡  
すまでのかかる時間の計画 など

実施予定  
月日 ( 5月 30日 )

入所施設

情報伝達訓練

○従業員の緊急連絡網の試行  
○家族等への情報伝達手段(メール・電話  
等)の確認、慣習伝達の試行 など

実施予定  
月日 ( 月 日 )

従業員の非常参集訓練

○従業員の緊急連絡網の試行  
○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の  
計画 など

実施予定  
月日 ( 月 日 )

避難訓練(複数回)

○防災体制と役割分担の確認、試行  
○施設から避難場所までの移動にかかる時間の  
計画 など

実施予定  
月日 ( 6月 15日 )

実施予定  
月日 ( 月 日 )

実施予定  
月日 ( 月 日 )

避難確保計画の更新

避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難保  
護計画に基づき訓練を実施し、必要に応じて計  
画を見直します。

実施予定  
月日 ( 6月 30日 )

作成の手順

○訓練内容と実施月を記入する。

①従業員と施設利用者の防災教育の日  
程を決める。

②防災訓練の実施日は、**出水期前**に  
設定する。

③訓練結果を踏まえ、計画の見直し時  
期を決める。



# 【様式8】施設利用者緊急連絡先一覧表

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式8	利用者の緊急連絡先を整理する	連絡先の情報は <u>定期的に確認・更新</u> する。	<input type="checkbox"/>

11 施設利用者緊急連絡先一覧表

様式 8

施設利用者			緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

作成の手順

①施設利用者の氏名、年齢、住所を記入する。

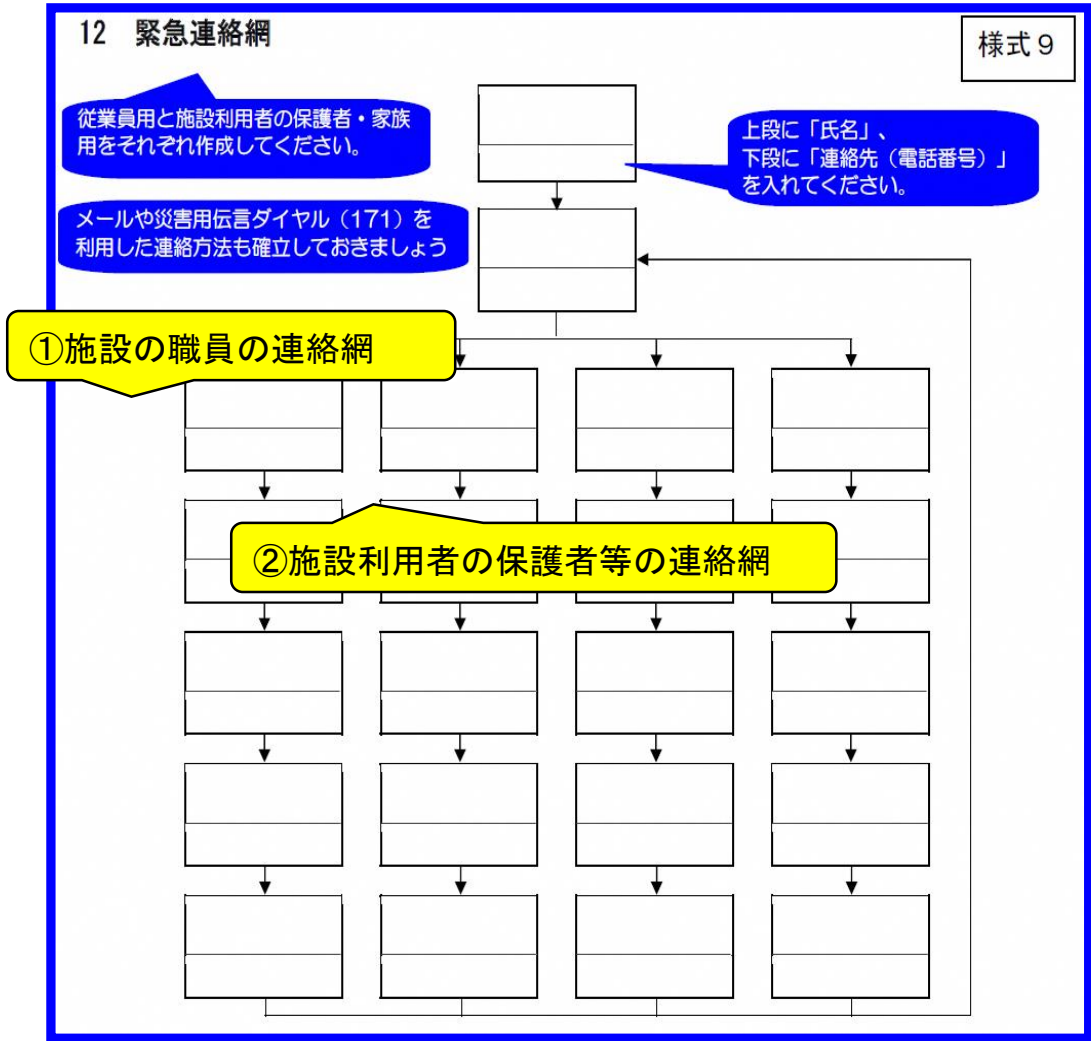
②施設利用者の緊急連絡先となる情報(氏名、続柄、電話番号、住所)を記入する。

<留意事項>

- 施設利用者の連絡先等の情報は、定期的に確認・更新することが必要です。
- 施設利用者の保護者や家族への緊急時の連絡先や緊急搬送先を整理しておくことが有効です。

# 【様式9】 緊急連絡網

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式9	職員・保護者の連絡体制を整理する	<u>連絡が途切れないような運用ルール</u> を工夫・共有する。 <u>定期的に更新(確認)</u> する。	<input type="checkbox"/>



- 作成の手順
- ①施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。
  - ②施設利用者の保護者や家族への緊急連絡体制を作成する。

- <留意事項>
- ・ 連絡が途切れた場合にも連絡が繋がるような連絡網と運用ルールが重要です。（例：連絡がつかない場合は一旦次の人に連絡し、同じ人が後から確認することをルール化する 等）
  - ・ 連絡先は定期的な更新が必要です。

# 【様式10】 外部機関等への緊急連絡先

□外部機関等への緊急連絡先は以下を参考にして下さい。

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式10	外部機関の連絡先を整理する	講習会資料を参考に <u>必要な連絡先を追加</u> する。	<input type="checkbox"/>

## 15 防災体制一覧表

様式12

管理権限者（ ）（代行者 ）

	担当者	役 割
情報収集 伝達要員	班長（ ）	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員（ ）名	
	・	
	・	
	・	

	担当者	役 割
避難誘導 要員	班長（ ）	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員（ ）名	
	・	
	・	
	・	

## 作成の手順

- ①各要員の役割に適した担当者を決める
- ②各要員の対応内容を決める。

## <留意事項>

- ・ 責任者と連絡がつかない場合や担当者が不在の場合にも対応可能な組織づくりを考えることが重要です。



# 【様式11】 避難誘導方法

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式11	利用者の特性を踏まえ、避難先までの移動手段と対応スタッフを整理する	避難・移動のための <b>職員体制</b> を検討する。 避難 <b>移動に必要な時間</b> を検討・整理する。	<input type="checkbox"/>

14 対応別避難誘導方法一覧表

様式11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

作成のポイント！

- 要配慮者の特性を踏まえた**移動手段**を整理する。
- **誰が対応**するかを決定する。
- 移動に必要な**時間**を考える。

対応内容	施設利用者		避難誘導要員	
	避難場所へ移動		担当者	
対応内容	□単独歩行が可能な方	(    ) 名	(    )	(    )
	□介助が必要な方	(    ) 名	(    )	(    )
	□車いすを使用する方	(    ) 名	(    )	(    )
	□ストレッチャーや担架が必要な方	(    ) 名	(    )	(    )
	□その他(                      )	(    ) 名	(    )	(    )
	その他の対応			
	□ご自宅に帰宅する方	(    ) 名	(    )	(    )
	□病院に搬送する方	(    ) 名	(    )	(    )
	□その他(                      )	(    ) 名	(    )	(    )

<留意事項:移動手段等について>

- ・ 移送時に搬送車の手配が必要な場合、**夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認**が必要です。
- ・ 十分な人員がいるかにも留意が必要です。
- ・ 避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に  
応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の  
資器材の活用を含めた検討が必要です。
- ・ 浸水によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを  
念頭に、早めの避難準備開始が有効です。

**【参考】様式11を参考に避難に必要な時間を考える**

様式 11

避難場所へ移動  
1. 単独歩行が可能 2. 介助が必要 3. 車いすを使用 4. ストレッチャーや担架が必要 5. その他  
そのほかの対応  
6. 自宅に帰る 7. 病院に搬送 8. その他

## ■要配慮者の特性を踏まえた「移動手段」と「担当(体制)」の整理をとおして

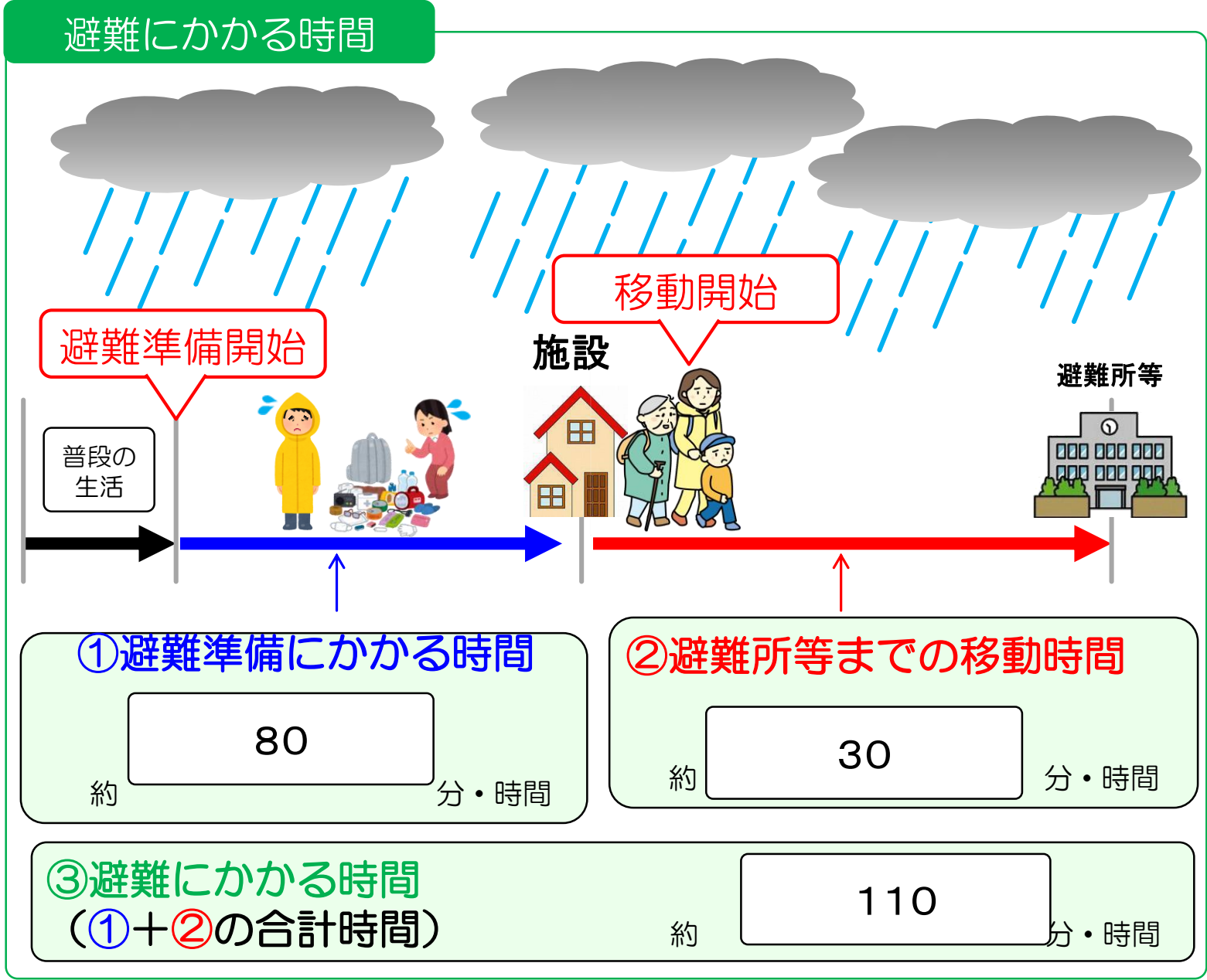
**「避難に必要な時間」**  
を考えるための様式として使えます。



## ＜検討時のポイント＞

- 整理した「移動手段」や「担当者配分」は、洪水・土砂災害発生のおそれがある場合にも確実に対応できそうかを考えてみましょう。
- 移動について、例えば停電によるエレベータ停止など、環境や条件が変わる可能性があることにも注意しましょう。
- 避難の必要時間は「いつ避難を始めるか」を考える基礎的な条件となります。

## 2. 防災体制の判断のタイミングを検討する





既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

記載例

解説編 第1章1.3 (3)

防災体制の役割分担（活動内容と対応班、対応要員）

## 1 5 防災体制一覧表

管理権限者（ 施設長 ）（代行者 事務長 ）

	担当者		役割
	班長	班員	
情報収集 伝達要員	（ 管理職員 ）	（ ○ ）名	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集
	・	○○○○	<input type="checkbox"/> 情報内容の記録
	・	○○○○	<input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達
	・	○○○○	<input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	担当者		役割
	班長	班員	
避難誘導要員	（ 管理職員 ）	（ ○ ）名	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施
	・	○○○○	<input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	・	○○○○	
	・	○○○○	

## 作成の手順

- ①各要員の役割に適した担当者を決める。
- ②各要員の対応内容を決める。

# <避難判断の参考情報>

# 1 洪水時に想定される浸水範囲等の情報【茨木市】

■洪水時に浸水が想定される範囲等は、茨木市のHPで公表されています。

## ＜茨木市のHP＞

更新日：2021年06月01日

### 水害・土砂災害ハザードマップ

[▶水害・土砂災害ハザードマップ](#) [▶水害・土砂災害ハザードマップ（圧縮版）](#)

水防法の改正に伴い、安威川等の浸水リスクが見直されたことや、近年の全国各地の風水害における逃げ遅れ等の課題を踏まえ、市民の皆さまが日常から避難行動を考えられるように、「見て・考えて・行動できる」、**水害・土砂災害ハザードマップ**を新たに作成しました。

本ハザードマップで、自宅等の災害リスクを確認し、災害時にどのような行動をとるべきか事前に確認しましょう。

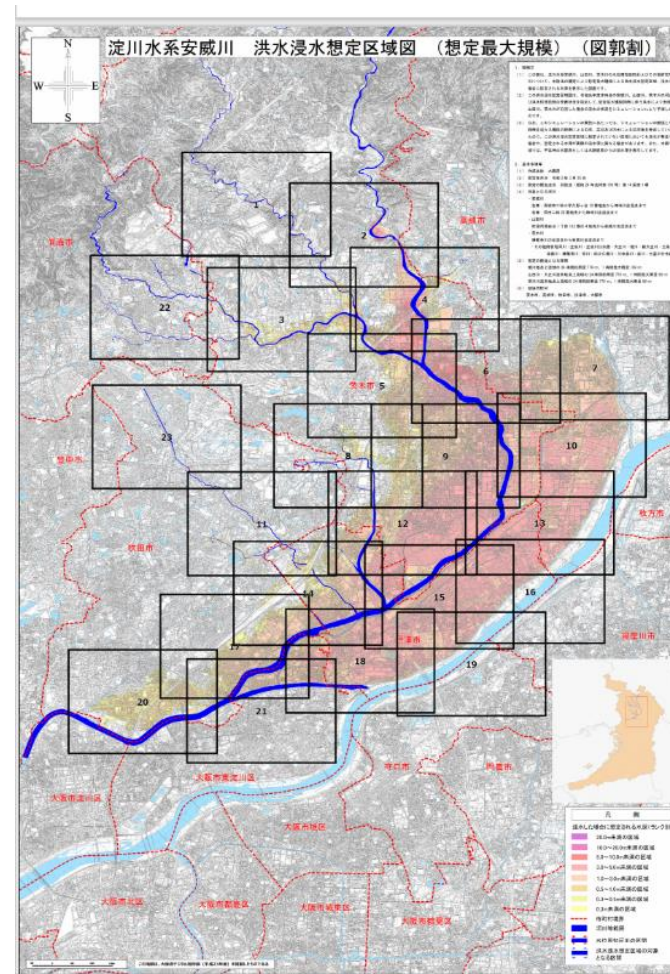
※データ圧縮版については、浸水リスクの色付きや地図面の線の区別がつきにくいなど、正確な情報を読み取ることができない場合がありますので、ご注意ください。

 [水害・土砂災害ハザードマップ（概要版）（PDFファイル: 1.6MB）](#)

### 水害・土砂災害ハザードマップ



 [表紙・背表紙（PDFファイル: 6.8MB）](#)





## 2 施設周辺の水害リスクをまとめて確認する 【いばなびマップ】

■茨木市の「ハザードマップポータルサイト」では、洪水時に想定される浸水深や土砂災害リスクの分布状況をまとめて確認することができます。

いばなびマップ

検索

ピックアップ

茨木市動画チャンネル

市公式アプリ いばライフ

地図情報サービス いばなびマップ

茨木 ええとコ写真

茨木市産業情報サイト あい・きゃっち

「いばなびマップ」とは...

茨木市の行政情報や地域情報を一から調べられます。

施設情報

施設情報を検索できます。

地図検索

洪水・内水ハザードマップ

洪水・内水に関するハザード情報を検索できます。

地図検索

地震ハザードマップ

地震に関するハザード情報を検索できます。

地図検索

いばなびマップ

洪水・内水ハザードマップ

入力例: 茨木市駅前三丁目8-13

検索

表示切替

全図選択 全図をはずす

大阪府の土砂災害防止指定情報はここから。

1 下水道や水路が氾濫したら (内水氾濫シミュレーション)

岡崎家雨規模 (最大146.5mm/h)

0.5m未満

0.5~3.0m未満

3.0~5.0m未満

豊中家雨規模 (最大110.0mm/h)

0.5m未満

0.5~3.0m未満

100年確率豪雨規模 (最大84.0mm/h)

0.5m未満

現在地 茨木市駅前三丁目 付近

透視性

初期値

地形図

中心十字切替

1/2500

索引図

郵便番号・住所から探す

郵便番号・住所またはその一部を入力してください。

入力例: 駅前、駅前三丁目8-13など

検索

住所一覧から選択する場合はこちら

洪水・内水ハザードマップから探す

入力例: 市役所、消防署、学校

検索対象: 〇 名称を検索 〇 全体を検索

施設情報

主要施設から探す

茨木市役所

北辰出張所

茨木駅

南茨木駅

沢良直駅

豊川駅

北辰出張所

茨木市役所

総持寺駅

宇野辺駅

阪大病院前駅

彩都西駅

地図から探す

地図上でクリックすると、クリックした位置の地図を表示します。

豊能町

高槻市

箕面市

吹田市

茨木市

茨木市役所

豊川駅

北辰出張所

総持寺駅

宇野辺駅

阪大病院前駅

彩都西駅

66

## **4. 避難訓練実施報告書及び避難確保計画(非常災害対策計画含む)チェックリストの提出について**

# ◆避難訓練の実施報告書の作成

避難訓練終了後、訓練実施報告書を作成し、市役所の担当課へ提出してください。

【様式】

要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく訓練実施報告書			
(あて先)		年 月 日	
市長 殿			
報告者（所有者又は管理者）			
住所			
施設の所有者名又は管理者名		印	
連絡先（電話番号等）			
別添のとおり水防法の規定に基づく避難訓練を実施しましたので報告します。			
訓練実施日時	年 月 日 時 ～ 時		
訓練参加人員			
訓練の内容		実施訓練	訓練内容
	共通編	<input type="checkbox"/>	【防災体制の確認】 気象情報等の収集と施設内での共有、避難判断までの訓練
		<input type="checkbox"/>	職員参集の訓練
	選択編	<input type="checkbox"/>	職員への情報伝達・指示訓練
		<input type="checkbox"/>	資機材・備蓄品等の確保、移動訓練
		<input type="checkbox"/>	避難準備訓練
		<input type="checkbox"/>	施設内の避難誘導訓練
		<input type="checkbox"/>	避難所等までの避難訓練 避難先（ ）
訓練の内容 ※写真を添付すること (1校程度)			

【記載例】

要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく訓練実施報告書			
(あて先)		令和元年 12月 20日	
報告者（所有者又は管理者）			
住所			
施設の所有者名又は管理者名		印	
連絡先（電話番号等）			
別添のとおり水防法の規定に基づく避難訓練を実施しましたので報告します。			
訓練実施日時	令和元年 12月 19日 14時 ～ 14時半		
訓練参加人員	施設利用者	9人	従業員 9人
訓練の内容		実施訓練	訓練内容
	共通編	<input checked="" type="checkbox"/>	【防災体制の確認】 気象情報等の収集と施設内での共有、避難判断までの訓練
		<input type="checkbox"/>	初動訓練：職員参集
	選択編	<input type="checkbox"/>	初動訓練：情報伝達・指示
		<input type="checkbox"/>	避難準備訓練：資機材・備蓄品等の準備
		<input checked="" type="checkbox"/>	避難準備訓練：移動に向けた事前準備
		<input type="checkbox"/>	非常体制訓練：施設内の避難誘導
		<input checked="" type="checkbox"/>	非常体制訓練：施設外への避難誘導 避難先を記入してください。(健康センター)
			

# 避難確保計画チェックリスト

## 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト

施設 チェック担当者名	市町村 チェック担当者名

施設名	
市町村名	茨木市

施設が有する災害リスク等の確認		施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクの 確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
市町村地域防災計画に当該施設が定められているか		<input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない

計画 項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
(ア)防災体制、情報収集及び伝達 (水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	1. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	【着眼点】 <input type="checkbox"/> 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか <input type="checkbox"/> 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか <input type="checkbox"/> 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミング(避難開始時や避難完了時等)を定めているか <input type="checkbox"/> 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか		
	2. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

1. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか
【着眼点】
<input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合に避難を開始することになっているか(避難完了までの時間を確保した上で、利用者の身体的な負担等を考慮し、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分ける場合はある)
<input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令を受けてから避難を開始しても間に合わないなど、利用者が避難を完了するまでに多くの時間を要する施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始することになっているか
<input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令の目安となる氾濫警戒情報及び大雨警報(土砂災害)も避難開始の判断指標にしているか
<input type="checkbox"/> 利用者全員が避難するのに要する時間を計画に記載しているか

1. 利用者の避難支援のための体制確立は適切であるか
【着眼点】
<input type="checkbox"/> 避難行動について指揮する者を定めているか
<input type="checkbox"/> 大雨や暴風により交通途絶が生じることで職員の参集が困難になることも想定し、特に夜間や休日に災害が切迫する可能性がある場合には、明るいうちに体制を確立するなど、早めに避難支援要員を確保する体制にしているか
<input type="checkbox"/> 通所型の施設については、台風の襲来など、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時に閉所するなどの措置を定めているか
<input type="checkbox"/> 消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者、利用者の家族を避難支援協力者として組み込んでいる場合には、その要請のタイミングや連絡先を定めているか

一 避難の誘導 (水防法施行規則16条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項
1. 安全が確保できる避難先を適切に選定しているか

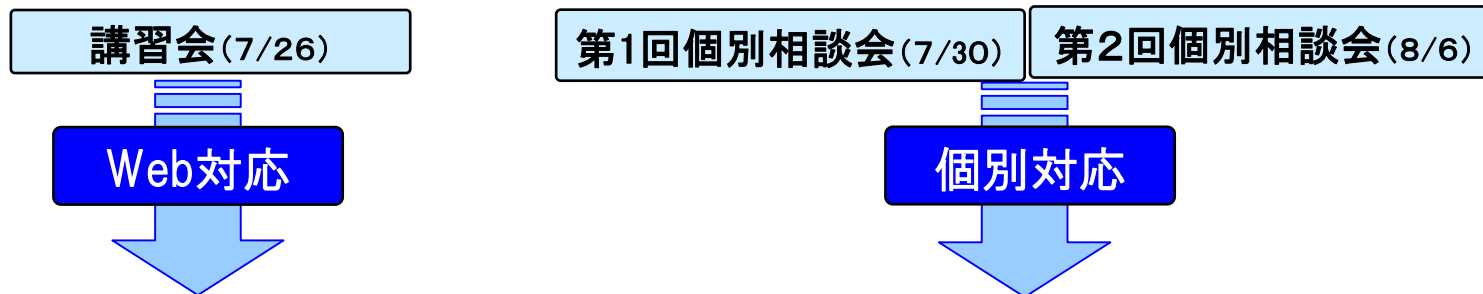


## 5 質疑応答

本日の講習会の映像は、後日、市のHPに掲載します。

## 6 今後の予定

# 今後の予定(避難確保計画の提出について)



作成した**避難確保計画**及び**避難確保計画チェックリスト**を、茨木市役所各担当課へメールまたはFAX等で令和3年8月31日(火)までに提出してください。

避難訓練を実施した際は、努めて早く避難訓練実施報告書の提出をお願いします。

**提出窓口**

【茨木市】 障害福祉課  
医療政策課  
長寿介護課  
子育て支援課  
保育幼稚園総務課  
保育幼稚園事業課